



しあわせ便り

第22号

しあわせ創研が「長島町の皆様だけ」に、しあわせをお届けします。

発行者：しあわせ創研（社会保険労務士事務所）
社会保険労務士 門元 隆臣
携帯電話：090-5249-4848

～ご相談はご連絡いただければ当方が伺います～

鹿児島県出水郡長島町藏之元230番地 〒899-1301

スマホ登録
QRコード

Fax/Tel: 0996-88-5326

Mail: info@shiawase-ci.com

WebPage URL: http://shiawase-ci.com/



しあわせ便りは一人の社会保険労務士、門元隆臣の個人的見解を発信しているものであり、他の社労士諸氏にはまた別の考え方もある旨ご承知おきください。

◆気になるあれこれ

「働き方改革関連法」の猶予期間が順次終了します。

平成31年(2019年)4月1日に施行された、「働き方改革関連法」の「労働時間法制の見直し」で、中小企業に1年間猶予されていた「時間外労働の上限規制」が令和2年4月1日^{*1}に施行されます。

これまでには上限に対する罰則等の強制力がなく、特別条項付労使協定を締結すれば事実上、上限無く時間外労働をさせることができとなっていました。しかし、改正によって罰則付きの上限が定められ、特別条項を付けても一定以上の時間外労働をさせることができなくなります。

労働時間は1日8時間、1週40時間^{*2}がよく知られています。これが「法定労働時間」と言われるもので、この法定労働時間を超える労働時間は「時間外労働時間(残業時間)」となります。そして、労働基準法第32条は法定労働時間を超えて労働させてはならないとしており、そもそも法定労働時間を超えて労働させること＝「時間外労働時間に労働させること」は法違反になります。

また、労働基準法第35条に、休日は毎週1日か、4週間に通じて4日以上の休日を与える義務が定めてあり、この休日を「法定休日」と言い、「法定休日に労働させること」も同じく法違反になります。

しかし現実は、需要に閑散期・繁忙期がある事業や、受注や納期の急変などで法定労働時間を超えて労働させる必要や、法定休日に労働させる必要が生じることが往々にしてあります。その際、法違反にならずに時間外労働時間と法定休日に労働させるためには、事前に労働者代表との労使協定(36協定)を、労働基準監督署長に届け出ておくことが必要です。

今回の改正でもこの36協定の届け出義務に変更はありませんが、改正前は36協定に、臨時的に特別な事情(特別条項)があれば、事実上上限無く時間外労働をさせることができました。しかし改正により、特別条項があっても時間外労働の上限は、1年間720時間以内^{*3}になりました。なお、法定労働時間を超える時間、法定休日労働には割増された賃金を支払う義務が当然生じます。

働き方改革は経営者にとってはとても厳しいものです。しかし嘆くだけでなく、この取り組みを通じて、①「魅力のある職場作り」②「人材の確保」③「業績の向上」④「利益増」の好循環を作る機会ととらえて、余裕をもって積極的に対応していただきたいものです。

* 1：以下の事業・業務は令和6年3月31日まで上限規制の適用が猶予されています。

- ・建設事業、自動車運転の業務、医師（上限規制適用後も、一部の規制は不適用となる。）
- ・鹿児島県、沖縄県における砂糖製造業（猶予期間中は一部の規制のみ不適用となる。）

* 2：例外として労働者数10人未満の以下の事業は、1日8時間、1週44時間が法定労働時間です。

- ①商業(小売り・卸売り業、理美容室等)
- ②映画・演劇他興行業等(映画の製作事業を除く)
- ③保健衛生業(病院、保育園、銭湯、老人ホーム等)
- ④接客娯楽業(飲食店、旅館、遊技場等)

* 3：そのほか、時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満、複数月の時間外労働時間平均80時間以内、時間外労働が月45時間を超えるのは年6月以内などの規制もある。

おしらせ

鹿児島県社会保険労務士会では企業の健全な発展と、働く人の悩みを解消する相談窓口を設けています。ホームページよりご相談ください。 <http://www.sr-kagoshima.jp/>

3月の総務課ダイアリー

- ・3月10日…源泉所得税及び市町村民税の納付期限
- ・3月15日…確定申告納付期限（個人事業主、個人の対象者）

4コマまんが



行き、しあわせさん!!

Vol.22 きっと、しあわせだ!!

